

議案第 4 1 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 元 年 6 月 1 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 2 9 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「第43項」を「第44項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「第44項」を「第45項」に改める。

附則第16項中「第17項，第18項，第20項から第24項まで，第26項」を「第18項，第19項，第21項から第25項まで」に，「第31項，第35項，第39項，第42項，第43項，第44項若しくは第47項」を「第28項，第32項，第36項，第40項，第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き，この条例による改正後の調布市都市計画税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し，平成30年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成31年5月31日までの間における改正後の条例附則第16項の規定の適用については，同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは，「，第48項若しくは第49項」とする。